

試論 浮世草子史(二)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 文学史研究会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宗政, 五十緒 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171225-286

Title	試論 浮世草子史(二)
Author	宗政, 五十緒
Citation	文学史研究. 3 卷, p.22-30.
Issue Date	1956-07
ISSN	0389-9772
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	文学史研究会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

試論 浮世草子史 二

宗 政 五 十 緒

第二章 文藝觀の展開(一)

1 西 鶴

「好色一代男」でとつた第一文藝の擔當者への流れ込みの意圖は「諸艶大鑑」製作の意圖とはならなかつた。「好色一代男」(天和二年)は享受者の絶讃をほくした。しかし、それは伊勢物語・源氏物語の當世物という以上に「好色」の二字を享受者が大きく受取つた爲であつたろうといふことは、一代男に續いて出版された「諸艶大鑑」が「好色二代男」と附記されねばならなかつたこと、更に、他の作者たちによる三代男以下の「好色」物の續出したこと、又「傾城辻談義」(元禄十七年刊)の「(遊女狂いの果)天満天神天王寺、生玉のわたりをへめぐり、太平記・曾我物語・好色一代男の講釋を口にまかせてぼちり／＼(卷三ノ一)」という盛り場での講釋から十分想像しうる。と同時にその享受者は第二階級に擴がつてゆく(江戸板一代男が讀み易いように漢字は平易なもの以外は平假名に變えられてゐることはこの傍證にならう)。勿論、一代男は好色の草子であつても伊勢・源氏と「形式」・「内容」を同じうするものであるなら、内に龜裂の意を含んでゐると解釋されることができ、第一文

藝は同書の入場を好色の草子という理由で拒否することはできない。なぜなら、第一文藝に入つてゐる伊勢・源氏も亦、好色の草子であつたからである。「源氏いせ物語は好色のたゞ中」「好色破邪顯正」(上一五ウ)―ただし、この言は伊勢・源氏の勸懲草子説の否定論者の言であるとしても「源氏いせ物がたりなど好色を本とせず。毛詩三百篇をもつて男女の用に用ひて。政道の本とせり。それを好色のかたのみ正意にするは曲もなき事なり」(前掲書中二ウ)であり、「源氏は和國の風俗人情をいひ、古代の質實の風をあらはし、禮樂を得たる書也、故に人心の感を催す事多し」(春山「女子訓」)である。だが一代男の享受者は儒學者流の解釋の伊勢・源氏の如き政道の本を一代男に求めたのではなく、「好色」に關することを求めたのである。作品は逆に作者の製作を規定してゆく。そのようにして「好色二代男諸艶大鑑」が生まれ(貞享元年)、同時に作者は第一文藝製作への途を自ら鎖すに至る。西鶴は「世の慰草」を開板せしむと述べ、自らの名を作品の上に現わさない。以後「梶久一世の物語」(貞享二年)・「好色五人女」(同三年)・「好色一代男」(同年)・「色里三所世帯」(元禄元年)・「好色盛衰記」(同年)・「梶久二世の物語」(同四年)の如き好色系の草子には西鶴の名は現わされない。

作品の上に西鶴が署名している、又は、印のある、草子に西鶴の文藝観の一代男に示されたそれとの異同を次に検する。

「本朝二十不孝」(貞享四年)・「武道傳來記」(同四年)・「武家義理物語」(元禄元年)・「世間胸算用」(同五年)は勸懲的文藝観と一致するであろう。

「二目玉録」(元禄二年)・「西鶴文反古」(元禄九年)は明確な勸懲的文藝観は示されないが、實用書は朱子學の見地からすれば書物製作の目的にかなつてゐるものであつたから、これらの草子も亦勸懲的文藝観に矛盾しないといふであらう。

以上の書に對して「新可笑記」(元禄元年)はどうであらうか。序文に「明くれ世間の慰み草を集めて……新たに笑わるゝ合點」とある。内容は教訓的な草子であり序文に西鶴の署名がある。我々はこの書に西鶴の慰安的文藝観を認めるであらう。この書は西鶴における明瞭な慰安的文藝観を把握する好例である。そして、明確な文字としては獲えられないが、この線に連なるものとして、「男色大鑑」(貞享四年)・「浮世榮花一代男」(元禄六年)・「西鶴置土産」(同年)を考へるであらう。

即ち、西鶴には勸懲的文藝観と慰安的文藝観との共在が認められるのである。

2 西澤一風

すでに、「御前義經記」(元禄十三年)をあげて、一風が慰安的文藝観の作者であることを示した。そのことは右の一書にとどまらない。次に少し例をあげる。

「文も前後のみにて見る人の笑草……」(西澤與志—元禄十五年「女大名丹前能」跋—)

試論 浮世草子史(三)(宗政)

「今平家の作者は文盲にして、文字さあうとかりしが竹馬より假名草紙を好み、我と書集め我とあづきにちりばめ、我と樂み世のそしり笑草を儘にして、又十二巻を略し来る春櫻にきざませ……」(與志—元禄十六年「風流今平家」凡例—)

「悪い所を見付けて、お笑ひなされますがお慰みの種……浪花西澤氏」(寶永四年「達婆五人男」序文)

勿論、かくの如き一風の慰安的文藝観は彼が正本屋九左衛門として親近性をもつていた淨瑠璃の影響を考慮してよいであらう。

又、「風流今平家」に自らいう文盲なる言葉は一種の自己卑下ではあるが、彼を知る都の錦の述べる次の言葉から一風の學問の程度の高からざるを知るであらう。

「『大坂の本屋に學者はなきか』大坂『さん候、儒學は五井加助門弟毛利田庄太郎、老莊の學問には、岡西一時軒門弟深江屋十兵衛、此外には覚え申さず候。』「昔より書物屋の歷々に學問する人なし」・「書林は文盲なり」(以上は「元禄太平記」六ノ三)

3 都の錦

実戸與一は、「都の錦」などという簞を着てしか草子は製作しなかつた。そして、享受者はその都の錦が何人であるか全く存知ないのである。「その都の錦が事は、いまだ世上に知る人なし」(「元禄太平記」一ノ四)である。彼は文藝を慰みなりという場合もその自己をかくした簞を着てしかいいえなかつた。彼は「御前於伽」(元禄十五年)の序文でこの書を「安房の爲、舌長口に墨を含」ませて書いたものであるという。しかし、それはどこまでも実戸與一ではなく都の錦の言葉である。

いや、彼ははつきりと勸懲的文藝觀を示す。

「……正説を記して孝子義士の手本にもせよかしと。大坂の作者西澤氏に口を添へられ。右の手に力辯を出し。……都の錦」(元禄十五年「元禄會我物語」序)

「……粹の眼にいたりてははつはと裏で善にすゝみ家墓の心にかたひなばひそ／＼として惡に懲ん、仲尼の筆に不似とも亂臣賊子の性惡に驚雷させんと雷を燒のみ、都の錦」(元禄十五年刊「沖津白浪」序)

かかる彼の文藝觀が「曝和漢之書に眼」已六年」の第一階級の文藝觀に支えられていることは推測に難くないであろう。

4 西村市郎右衛門

西村市郎右衛門は書肆の主人である。彼には自己の編述であることを示した作品はない。しかし、彼の文藝觀は推測に難くない。「山路の露」の序文に彼は記している。

「此物語は則、妙仙尼の筆作にて、去やごとなき奥がたへ、御なぐさみ草にとてあげられ、御覽の後はこにひめて星霜移、今は昔に成しを乞請、花洛の靈工吉田氏に物して世におこなふと云爾……書林西村囃松子」(貞享四年)

この言が勸懲的文藝觀に立つ者の第二文藝製作の態度に合致していることは首肯しうるであろう。

5 錦文流

「……實なき遊君、貞なき地女、現在の道を誤り、未來惡道に墮せん事を歎き、一筋の縁をつたひ戀の言をたぐり集め、視の海に是をひたせば、無量の色に染りぬ、……寶永第二の秋……浪花津津詣僧、錦文流」(「當世乙女綴」序)

に認められる如く彼も亦、勸懲的文藝觀に立脚している。そのことは「某大門屋敷」(寶永二年)の内容からも窺いうる。

「元禄太平記」に「鶴文柳(錦文流)が作意には、近松門左衛門も及びがたく候」とあるのは誇張を伴つたものとしても、先ず當時は第一級の淨瑠璃作者と考えてよいであろう。彼は慰安性の強い淨瑠璃の作者であると共に又、元禄に入つては全く第二階級の慰安物となつた雜俳の點者でもあつた。だが、そうした他のジャンルの文藝における慰安性の肯定を彼は草子にまで搬び入れなかつた。

6 北條圓水

雜俳點者でもあつた圓水も亦、勸懲的文藝觀に立つた作者であつた。

「……爰にちかき世の町人家業を遊興にわすれ、金銀のおもき費を失ふ、是を諷諷せよと、ある夜福の神の門たゞき給ふよりあらたに長者の名をかぞへて六巻となし新永代藏におさむるもの也 鳳城 圓水述」(正徳三年「日本新永代藏」序)

更に、内容に慰安性のつよい好色物でさえも、

「五六百年より三百年のむかし淨海が放埒に等事豐治妻の不義の類をあつめて今のごとく書なし始終無常と夢になぞらゑて世の浮氣男に示す教訓全部五冊彼つゝしんで看へし」(貞享四年「色道大鼓」序)

と記している。勿論、内容に教訓性のつよいものは明瞭に示される。

「……詞の林にかり傳えし類をあつめ、賞罰をあらはし、勸善懲惡の鏡に、言行の容をたしなむべき便にもやと、輯る者の發意なり。 關水然序」(寶永年間「武道張合大鑑」序)



彼は俳書においても、

「凡古今の書、撰述の功をおもふに人倫をおさめ民を建孔夫子
衰周に出て易を賛し詩を刪り樂をたゞし禮をさだめ書を敘それ
より春秋の作れるも道を讀人を賛じて善におもむかしむる道な
り哥道又同じとぞ」(特牛)

と説くに引續き俳書も同様に考える。

彼の勸懲的文藝觀は「特牛」・「本朝智慧鑑」(又「花見車」の評)
から窺いうるごとく、彼の佛學・儒學の知識にその基底が求められ
るであろう。その點、朱子學的勸懲的文藝觀に佛教的教誡的文藝觀
を加えて彼の場合は考えるべきであろう。

7 其碩と自笑

一風の慰安的な文藝觀と同じものを其碩・自笑にも認める。八文字
屋板の草子に「お慰み」と記すようになったのは(それ以前に例を
求めうるかも知れぬが)、

「是は今の世の見ぬ人々のなぐさみにと、昔の詞そのまゝに、
梓にちりばめ世にひろめて……作者八文字自笑」(寶永七年「野
白内證鏡」序)

に先ず見られる。以後かくの如き例は枚舉に遑がない。更に、自
笑と連名ではなく其碩のみ例を求めると、享保二年刊の「蘭姓・范明
朝太平記」の序文「……嬰兒の慰草となす而已」が夙いものとして
擧げうる。

自笑は娯樂本位の草子の肆を持ち、其碩は最初その專屬作者であ
り、一時書肆を開業する。かくのごとき彼等が慰安性を追つて草子
を開板するのは至極尤であるというるであろう。

正徳六年正月の八文字屋の新刊は「一話一言」所載の正月廿九日

試論 浮世草子史(三)(宗教)

の日記に

「一 好色和將基 三卷 彩色繪八文字や八左衛門板

一 同 万石船 三卷

一 同 一代能 三卷

一 役者願紐解 三卷 八文字屋板

と見え、この年は更に「分里艶行脚」の外に(同書の廣告によれ
ば)「野傾咲分色ふたご」・「替女談合柱」をも出版している。好色
本三部及び「談合柱」は所謂西川の三冊本であるし、「願紐解」は役
者評判記であり、他の二書は浮世草子である。もつて、その商魂の
たくましさを知り、出版方針の奈邊にあるかを知りうるであろう。
彼等は全くバルザックが「幻滅」に書くところの出版業者と同一の
姿勢をとっている。かくのごとき書肆が「お慰み」と浮世草子を
打ち出したのも、もつて奇とするに足らぬところであろう。

第三章 文藝觀の展開(二)

第二章で考察したごとく浮世草子作者の文藝觀は、第一章で記し
たごとく二種の文藝觀に截然と分ち切れるものではない。即ち、

(1) 勸懲的文藝觀(都の錦・西村市郎右衛門・錦文流)

(2) 慰安的な文藝觀(西澤一風・江島其碩・八文字屋自笑)

(3) (1)と(2)の共在(西鶴)

(4) (1)に佛教的的文藝觀を含むもの(北條閑水)

のごとき數種に分類されるであろう。しかし、浮世草子作者の文
藝觀の對立の基本的なものは、右の分類から當然推定しうるごとく、
(1)勸懲的文藝觀と(2)慰安的な文藝觀との間の對立というるであらう。
しかし、その對立は、又、共在は、如何なる形態で存在しているか、

更に作者内部に考察の眼が向けられねばならないであろう。

歴史的に觀察すれば、兩者の對立は現象的には、勸懲的文藝觀の作者に對して時代が下ると共に新しく慰安的な文藝觀の作者が明確に出現する、という形態で存在している。そこから必然的に、勸懲的文藝觀の作者内部にも慰安的な文藝觀の存在が求められはしないであろうか。

「ちよと類な本下して何なりと讀んで聞かせ。かるは何處に、来て聞かぬか。我に聞せぬか、うせぬかと。……ちよは數多の本取出し、伊勢物語・源氏物語・と、様の側にあるまい。鶴島の心中もござんする。徒然草・平家物語、なうと、様。どの本がよからうぞ。姉が讀みさいた平家物語。紙王の段を聞かう讀みやれ」(心中宵庚申—享保七年初演—)

という記事は當時にあつても草子類が慰安的の具として讀まれていたことを示す。そのことは讀者のみならず作者も同じく知るところであつた。

「こゝに唐紙行なる表紙(行成表紙)の五八冊。これなん當世好色の一道をひる／＼と書はやらして。諸人の目をよるこぼし心をなぐさむる助なるよし」(好色破邪 顯正)

ここには明白に好色本の草子が決して勸懲の具ではなく、逆の存在であることを示している。そして、西鶴によれば、伊勢物語は好色本であり(一代男八ノ五)、源氏物語と並んで「心のいたづらになりぬべき物」(永代藏二ノ一・織留一ノ三)であつた。又、都の錦の、「彌市廿歳の夏のころ、色に浮名を取られん坊となり。……今は性理も闇くなり、心愛にあらざれば、みれども見えぬ四書五經、是は堅いと取納、世之助が島渡り、三勝が心中、権久がもんさく、など

に心をうつし、色を色として賢に易へたる浮氣の沙汰」(風流日本 莊子一ノ一)、という言辭に達着する時、勸懲的文藝觀の作者の内部にも亦慰安的な文藝觀が存在していることを推定しうるであろう。

これに、浮世草子そのものが、第二藝能と連續されたもの(體口 咄の書記されたものとして、咄本、更に西鶴の作品。繪草紙・祭文と浮世草子の際物。芝居と八文字屋芝居物。などの連續性)であることを思い起せば、慰安的對象である第二藝能の享受(第二藝能が慰安的對象であることは論を俟たないであろう)の姿勢がそのまま流れ込むと、浮世草子作者は浮世草子を慰みなりと見ていたといえるわけであろう。その假説に立つて都の錦・北條國水などの匿名で書かれた草子の製作の言を讀む時、この假説の適合するのを知るのである(晝夜用心記の序文八寶永四年V、日本莊子八元祿十五年V・風流神代卷八同十五年Vの内容)。即ち、都の錦にせよ、錦文流・北條國水・西村市郎右衛門にせよ、浮世草子は慰安的の具であると實は知っていたのであつた。しかし、彼等勸懲的文藝觀の作者は自己の眞實を製作態度の上では明瞭な形態で語らなかつただけであつた。

以上は、元祿期にあつて浮世草子が「慰み」であつたと作者たちは實は知っていた、ということ肯定させる直接の資料さえあれば不要の迂回をしたことになる。しかし明瞭な形態で書記された製作態度の、序文・跋文などから勸懲的文藝觀の作者に認められるのは「慰み」の否定的態度であつた。「兼好ガ徒然草ハ、乃チ吾邦ノ論語ナリ」(和漢太平廣記)と人のいう時代である。一步譲つていつても、浮世草子の作者たちは浮世草子を時に勸懲と把握し、時に慰安と把握したと結論するのがせいぜいであろう(久松潜一氏「日本文學

かくて、勸懲的文藝觀の作者は浮世草子を慰安の具であると知りながらも、その覆蔽に勸懲を置いたといいうるであらう。そして、その覆蔽が一風・其碩・自笑に至つて取り外されたのであつた。勸懲に對する對立的否定として慰安が出現したのではない。だから慰安的文藝觀の作者も外からの力により必要となつてくると安易に勸懲の衣を身にまとうことができるのである。その好例が八文字屋本であつた。爲政者の壓力が及ぶ時「……世の人の慰に。……狂言ながら異見と心得。見る人は身の爲に成べし。まことに勸善懲惡の助けともなりやせん。ア、いふが管なり」(享保十七年「歌三味線」序)、と氣輕く勸懲の衣を、その下に「慰み」をちらつかせつつ身につける。

とはいえ、慰安的文藝觀は結果としては勸懲的文藝觀——特に朱子學的文藝觀——の否定であつた。ゆえに、朱子學的倫理を強く肯定する作者には正面切つて慰安的文藝觀は打ち出せない。その好例が都の錦であり、北條園水である。そして逆に、朱子學的倫理の束縛の弱いところに慰安的文藝觀は明白な形態をとつて示されるに至る。だが、浮世草子を慰安の具と知りながら、勸懲の覆蔽をかぶせるということは如何なることであらうか。

小説が本來的には慰安であることは、「小説は東洋も西洋も、その發生の初めにおいては慰安のものであつた」(桑原武夫氏「事實と創作」一三〇ページ)とか、「小説神髓」にいう奇異譚は娛樂を目的とする説(小説の變遷)、を例にひくまでもなく常識として肯定しうるであらう。即ち、小説においては慰安性は本來的な「内容」である。ということは、本來的であるがゆえに、「非内容的な『内容』」

ともいいうるであらう。これに對して、浮世草子の勸懲性は階級性と朱子學性に支えられている(第一章)ところから知りうる如くイデオロギー的な「内容」である。ゆえに、浮世草子作者における勸懲性の落剝とは、外ならぬイデオロギー的「内容」の拋棄を示すものであつた。又、慰安性の明白な出現は、イデオロギー的「内容」に對して草子の無「内容」への指向の宣言を示すものであつた。結局、一風・其碩・自笑の慰安的文藝觀の姿勢は草子におけるイデオロギー的な「内容」の意識的拋棄を示したものでいいうるであらう。

第四章 慰安的文藝觀出現の歴史性

既に考察したごとく慰安的文藝觀は、先ず書肆作者一風によつて元祿中期に明白な形態で表現され、其碩・自笑に進む(この線は詳細な點においては或いは反駁可能かも知れないが、大體の線として肯定されるであらう)。この現象の原因を次に求めねばならない。

1 草子の専門化現象

勸懲的文藝觀は、爲政者の指導倫理である朱子學によつて幕府の政策の一環として第二階級へ流されてゆく。ゆえに時代が下り勸懲思想がゆきわたると共に、勸懲的文藝觀も増大する筈である。しかるに浮世草子にあつては勸懲的姿勢の反對の現象である慰安的文藝觀が打ち出されるようになる。

一見矛盾と見えるこの現象は、しかし、文化の進展にあつては當然のことであつた。というのは、文化の興隆は書物の内容の専門化を惹起させるからである。例えば、ヨーロッパの「十八世紀の印刷術の注目すべき特徴はその通俗化、その平凡さでなくてむしろその専門化である。當時の印刷術はもはや一定の社會或は同質的な讀者

層に分けられてはいない。文學は多くの讀者層の間に、分類されている。そしてその結果多数の主眼、興味、目的によつて分類されている(A. H. Greenberg)「變革期の文學」(ウェンズレー、太田三郎氏譯)「文學の理論」(二一ページより)、のほやや真るかも知れぬが、元禄期にあつては時期が下ると共に、以前の假名草子が慰安性・實用性・教誨(勸懲)性・啓蒙性などの諸性質を一部の中に複數で存在させた一浮世草子でも感服さうであつたが、これらの諸性質をそれぞれ別個の出版物が擔當するようになり、浮世草子はただ、慰安部門のみを擔當することになるのである。他の諸性質については、主として、實用性は「あきなひの勝手には、野色本が重寶記の類がましぢや」(元禄太平記)と實行の良野を直隸に寫される重寶記類が擔當し、教誨(勸懲)性は當時盛行の談義、又、雑目に認められるが如き讀物や和物の備書、又「四書のかたかなにひらかなをつけて出す」(好色談正)平易な儒教書などが擔當し、啓蒙性は、通傳傳教書、説話書などが擔當する。(草子の内容の専門化は實際、明和に至ると書目日録の項目の編成がえて明確な形で示される一詳しくは中村幸彦氏「讀本發生に關する諸問題」(參看)「このことを知れば、慰安性に教誨性を加へさせた浮世草子可人物の不測が首肯しうるであらう。

かくのごとく、内容そのものが草子の専門化現象という自己内部の動き(自動性)によつて明確に慰安化し、イデオロギー的「内容」を失つて行つたということが、作者をして、強に草子を慰みなりといわせる一つの原因となつた、と考へうるであらう。

2 第二階級の慰安對象の擴大

だが、それが外ならぬ元禄中頃に起るのはなぜか。

元禄期以前において第二階級は歌仙伎・淨瑠璃・太平記讀・舞など、第二階級を慰安の對象物としていたことは首肯しうるであらう。それが、元禄四・五年にもなると新しく前附として「田舎が歌」にもたれて前附を味ふ(貞徳永代記)といわれるような俳諧の一種が第二階級の下下にまで及び、更に六平にもなると緊附が行われるに至る。これらが慰安の對象として求められたことは、直ちに賭博化した一事からでも容易にうかがわれるであらう。

かくのごとく、當時書記慰安物と、その享受者とが擴大する現象が認められる。この現象が俳諧から更に進む時、對象を小説「草子」に求めてくるのは時間を必要とするのみである。小説を讀むことが「田舎が歌」にもたれて「味ふ」より手馴でないことは首肯されようが、そのことは浮世草子の慰安物としての明確なる肯定が確信のそれより時期がやや遅れることで示される。

かく見てくると、作者の慰安的文藝觀は一つには第二階級の慰安對象の擴大による草子の讀者の擴大からの、讀者の文藝觀の反映である、ということができるであらう。

3 朱子學的文藝觀の開展

更に、當時的文藝觀を強く変えていた朱子學の思想が影響してきたことも重要な原因に數え入れねばならないであらう。浮世草子の作者たちが教養性という假面をつけず、慰安という素顔を見せたということ、それはそのことの非難を考慮する裏が失われつつあつたゆゑでもあるまいか。

當時、儒教思想において朱子學の思想が變革を要求されるようになり、理論的な面においては古義學・古文辭學が新しく起つてくる(丸山眞男氏「日本政治思想史研究」)所収「近世儒教の發展」に於

る。後身の轉世道にその關係「參看」。それは又、文藝思想の面においても同様であつた（中村幸彦氏「文學は人情を遣ふの說」參看）。第二階級においてはそれらのとき理論的な裏づけは持たないが、朱子學の思惟の變革の現實社會からの要求を彼等自身の生活の中で無意識的にはあろうが、直接に感じたに相違あるまい。古義學の元祿の中頃から寶永・正徳に至るまでの壓倒的盛行（十分の七は古義學が行われる——「學問源流」參看——）はそのことを十分に證明するであらう。そうした彼等が生活の必然的要求として朱子學の思惟から離れ去ろうとし、文藝觀の面では浮世草子の本來的「内容」に則した慰安的文藝觀を打ち出してくるのは必然的な方向であつたらう。

4 書肆の利潤追求

しかし、慰安的文藝觀の明確な表示が一風・其磧・自笑などの、外ならぬそれが書肆作者によつて始められるのはなぜであらうか。書肆にとつては、草子は讀むもの、書いたものという以外に、商品である、という觀方を常に持たざるをえない。商品であれば賣行の良好なことを草子に要求する。「一部の草紙に仕立て、老いたるも若きも智あるも愚なるも、かはる心なく面白がり、永う風行りて賣れつよく、本替の便りによいこそ作者のはまれ、本屋の金藏なるべし」（元祿太平記）である。

即ち、草子とは勸懲の具なり、とか、慰安の對象なり、とかというのとは價值基準が全く異なるのである。そして書肆にとつて「永う流行るは好色本」（前掲書）であつてみれば、慰安本である好色本を否定しては書肆の生業は成り立たない。ここに書肆作者の慰安的文藝觀が彼等の職業における必然性として推定されるであらう。

だが、それが元祿中頃すぎて急に大きく打ち出されるのはなぜであらうか（一風以前に一風のごとき慰安的文藝觀の明確な表示をした作者は書肆作者の中にも管見の範圍では見當らない）。外ならぬ、書肆の利潤追求が過去のままの行き方では減少の途を辿り、更に業者間の喰ひ現象が當時になると惹き起されるゆえである。「近年米につれて、紙の賣買高直によつて、書物屋の分すべて醫者坊」（元祿太平記——醫者坊とは、心になわぬこと、不仕合なことをいう——）以下の記事でその事が知れる。更に書籍のユストを引き下げようとして摺師の給與を減じようとする（「當世誰が身の上」五ノ四——寶永七年刊——）。即ち、書肆はそれ迄のごとき裕裕と構えていては自身が倒されるのである。そこに必然的に利潤追求の露骨化が行われ、讀者が慰安對象に求め、内容が慰安のみに自動的に進むものであるならば、それに迎合して勸懲的文藝觀の覆轍を棄てて慰安なりと草子を打ち出すようにならざるをえない。その讀者・草子の動向を最も早く掴んだのが書肆作者であつたことは、そのことが彼等の生活に直接大きく響いてくる問題であることを思い合わせると十分に肯定しうるであらう。

結

かくのごとく、浮世草子作者が草子の「内容」からイデオロギイ的「内容」の意識的拋棄の途をとり、「内容」を慰安性という本來的「内容」（それは本來的であるがゆえに非内容的「内容」ともいいうるであらう）のみに向わせた、ということは草子を「内容」面において發展させる途を自ら鎖すことに向つて行くことになる。ここに「内容」面の意識的な發展は大きく妨害される。そのため草子の意識的發展は、草子の他の面、即ち「形式」面に重點がそがれ

ることになる。それは、趣向性においては氣質物が成立し、仕組性においては芝居物が発展することに好例が示される。八文字屋本の「形式」面が西鶴の作品と比較する時、極めて優秀であることは誰しも認めるであろう。しかし、それは「内容」を失った「形式」面の跛行的優秀性であつた。

後期浮世草子の「形式」主義性、「内容」貧困性はかくのごとくして成立する。そして、小説におけるこの「形式」主義は單に後期浮世草子のみならず、それ以後の近世小説を大きく支配する。このことは、草子作者の慰安的文藝觀に外ならぬ大きな原因が求めうるのである、ということができよう。

猶、第四章1・2・3節は更にそれらの直接の原因として文化(文藝をも含めて)の第二階級への滲透が考えられ、それは更に、幕初以來の徳川氏の文治政策とそれを更に押し進めた綱吉の政治に認められる學藝の奨励が考えられる。又、第2・4節は、元祿期の第二階級の經濟力に、特に第4節は、既に「元祿太平記」の作者の記したとき「さても近年米につれて、紙の賣買高値によつて、書物屋の分すべて醫者坊」の經濟狀態、及び、それに拍車をかけた元祿八年に始まる貨幣の改鑄などに、原因追求の手が伸されなければならぬであろう。しかし、浮世草子作者の文藝觀に視點をおいた浮世草子の史的把握への途を考えようとする本稿では、一應このあたりで筆を擱きたい。

(1)「内容」と内容、「形式」と形式—本稿では「内容」・「形式」と記した場合の内容・形式は文藝學の用語として、單に内容・

形式と記した場合のそれらは普通一般に用いられている意味の語としてである。

(2)枚數の關係から骨組みのみの論考に近くなつた。いずれ例會で不十分な點は説明するつもりである。

(3)前號掲載の部分は種種の理由から誤植が若干あるが、それによつて論自體が大きく變つてはいないと思う。

受贈雜誌

立命館文學 第三號—第三號 (立命館大學人文學會)

論究日本文學 創刊號—第三號 (立命館大學日本文學會)

人文 第一號—第五號 (西京大學)

人文論究 第六卷第三號—第七卷第二號 (關西學院大學人文學會)

日本文藝研究 第二輯—第六卷第二號 (關西學院大學日本文學會)

女子大文學 第二號—第八號 (大阪女子大學文學會)

人文學報 No. 13 (東京都立大學人文學會)

聖心女子大學論叢 第七集 (聖心女子大學)

* 右は一九五五年八月より一九五六年七月に至る間、寄贈を受けた雜誌である。御厚意を感謝する。